

令和3年度

第3回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和3年12月1日から令和4年3月24日まで)

財 務 部
環 境 部
上 下 水 道 局
選挙管理委員会事務局

令和4年3月24日提出

郡山市監査委員

3 郡監査第1140号
令和4年3月24日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市選挙管理委員会

郡山市監査委員	山本邦雄
郡山市監査委員	橋本勉
郡山市監査委員	久野三男
郡山市監査委員	栗原晃

令和3年度第3回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和3年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 契約事務について	3

令和3年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和3年8月1日から令和3年11月30日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 財務部

財政課	公有資産マネジメント課	熱海温泉事業所	契約課
技術検査課			

イ 環境部

環境政策課	東山悠苑	東山霊園管理事務所	3R推進課
富久山クリーンセンター	河内クリーンセンター	原子力災害総合対策課	環境保全センター

ウ 上下水道局

総務課	経営管理課	お客様サービス課	浄水課
堀口浄水場	水道施設課	下水道整備課	下水道保全課
下水道管理センター			

エ 選挙管理委員会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

また、特に現金等の管理について着目した。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程

ア 監査 令和3年12月1日から令和4年3月24日まで

イ 実査 令和4年1月28日

- (2) 実施場所

ア 監査 監査委員室

イ 実査 上下水道局お客様サービス課

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和4年3月24日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 徴収事務

ア 遅延損害金の計算を誤っているものがあった。

遅延損害金は、郡山市債権管理条例第8条第3項の規定により、遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて算出することとなっており、一つの債権を分割納付させる場合においては、完納となり遅延損害金の総額が確定した後に端数金額を切り捨てるべきところ、納入の都度、端数金額を切り捨てているものがあった。

公有資産マネジメント課

イ 手数料徴収に適切でないものがあった。

証明書を郵送により交付する場合は、郡山市手数料条例第10条の規定により、手数料を添えて申請させなければならないが、申請を受理した後に納付書を発行し、納付させているものがあった。

東山霊園管理事務所

2 契約事務について

(1) 入札事務

入札保証金免除の根拠を明確にした書類を作成していないものがあった。

入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第27条第2項で準用する同規則第8条第2項の規定又は郡山市上下水道局契約規程第26条第2項で準用する同規程第8条第2項の規定により、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。

富久山クリーンセンター 上下水道局総務課

(2) 契約締結事務

ア 契約保証金免除の根拠を明確にした書類を作成していないものがあった。

契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市上下水道局契約規程第8条第2項の規定により、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。

上下水道局総務課

イ 誤った遅延利息の率で契約を締結しているものがあった。

契約の相手方の責めに帰すべき履行遅滞による遅延利息については、郡山市上下水道局契約規程第 12 条の規定により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率としなければならないが、誤った率で契約を締結しているものがあった。

上下水道局総務課